



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年11月14日金曜日 第2016号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....1192  
 指定医療機関の廃止の届出.....1192  
 介護機関(居宅介護事業者)の指定.....1192  
 介護機関の指定.....1193  
 介護機関(介護予防事業者)の指定.....1193  
 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....1193  
 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....1194  
 指定自立支援医療機関の指定.....1194  
 医師の指定.....1194  
 指定医師の所在地の変更.....1194  
 指定医師の辞退の届出.....1195  
 指定自立支援医療機関の指定.....1195  
 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....1195  
 土地収用法に基づく事業の認定.....1197  
 公有水面埋立免許の出願.....1198  
 市営土地改良事業の計画の変更等の同意.....1199  
 道路の位置の指定.....1199  
 開発行為に関する工事の完了.....1199  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可  
 申請の概要.....1199  
 町営土地改良事業の計画の変更等の同意(3件).....1201  
 町営土地改良事業の施行の同意.....1201  
 道路の区域変更(県道大洲野村線).....1201  
 道路の区域変更(県道高瀬松溪線).....1202  
 道路の区域変更(県道高瀬松溪線).....1202  
 道路の区域変更(県道高瀬松溪線).....1202  
 道路の区域変更(県道高瀬松溪線).....1202  
 道路の供用開始(県道高瀬松溪線).....1202  
 道路の供用開始(県道高瀬松溪線).....1203

### 公 告

争議行為の通知の公表.....1203

### 雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示.....1203

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1581号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療

#### ○愛媛県告示第1583号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアステーションますほ	宇和島市津島町高田甲2920番地1	指定通所介護事業所あいなんの里	南宇和郡愛南町城辺甲211番地3	平成20年9月15日

機関を次のように指定した。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
レデイ薬局新居浜西店	株式会社レデイ薬局	新居浜市中萩町4-44	平成20年8月30日
宮内メンタルクリニック	宮内昭二	四国中央市金生町山田井乙17番地1ウィラ・グリーンヒルズII 1階	平成20年10月1日
コスモス薬局山田井店	有限会社ネオファルマー	四国中央市金生町山田井乙17-4	平成20年10月1日
あんず薬局	株式会社メディック・ユ	宇和島市桜町2-52	平成20年10月3日

#### ○愛媛県告示第1582号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
仲田医院	仲田能孝	伊予市下吾川1494-3	平成20年7月1日
千葉内科医院	千葉陽三	新居浜市松原町3-39	平成20年7月26日
レデイ新居浜西調剤薬局	株式会社レデイ薬局	新居浜市中萩町4-43	平成20年8月30日
アタゴ薬局	株式会社メディック・ユ	宇和島市堀端町1-5	平成20年9月1日

株式会社モリス・コーポレーション	新居浜市萩生667 - 1	ヘルパーステーションあんずの里	新居浜市喜光地町一丁目1 - 18	平成20年10月1日
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目1番地5	J Aおちいまばりデイサービスセンター元気玉川	今治市玉川町中村甲496 - 1	平成20年10月1日
医療法人やすらぎ会	今治市別宮町二丁目1番地5	ヘルパーステーションえがお	今治市別宮町二丁目1番地20	平成20年10月1日
有限責任中間法人日本地域福祉協会	神戸市長田区雲雀ヶ丘一丁目2番5号	街かどケアホームのりか	新居浜市萩生131番地80	平成20年9月1日

○愛媛県告示第1584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関を次のように指定した。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
宇和町特別養護老人ホーム松葉寮	西予市長	西予市宇和町久枝甲1434 - 1	平成20年8月1日

○愛媛県告示第1585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護 予 防 事 業 者 ） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護 予 防 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人吾子苑	宇和島市吉田町立間尻甲747番地	デイサービスセンターサンランド	宇和島市吉田町立間尻甲727番地1	平成20年9月1日
有限会社ケアステーションますほ	宇和島市津島町高田甲2920番地1	指定通所介護事業所あいなんの里	南宇和郡愛南町城辺甲211番地3	平成20年9月15日
株式会社モリス・コーポレーション	新居浜市萩生667 - 1	ヘルパーステーションあんずの里	新居浜市喜光地町一丁目1 - 18	平成20年10月1日
フジケア株式会社	西条市下島山甲1384番地	デイサービスセンターひうち	西条市下島山甲1384番地	平成20年10月23日
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町一丁目1番地5	J Aおちいまばりデイサービスセンター元気玉川	今治市玉川町中村甲496 - 1	平成20年10月1日
医療法人やすらぎ会	今治市別宮町二丁目1番地5	ヘルパーステーションえがお	今治市別宮町二丁目1番地20	平成20年10月1日
有限責任中間法人日本地域福祉協会	神戸市長田区雲雀ヶ丘一丁目2番5号	街かどケアホームのりか	新居浜市萩生131番地80	平成20年9月1日

○愛媛県告示第1586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人尚温会	伊予市八倉906番地5	伊予病院	伊予市八倉906番地5	平成20年9月1日

有限責任中間法人のりか	新居浜市萩生河ノ北131番地 80	街かどケアホームのりか	新居浜市萩生河ノ北131番地 80	平成20年 8月31日
-------------	----------------------	-------------	----------------------	-------------

## ○愛媛県告示第1587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名 称	所 在 地	
医療法人尚温会	伊予市八倉906番地 5	伊予病院	伊予市八倉906番地 5	平成20年 9月 1日

## ○愛媛県告示第1588号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
クリニック暖	松山市桑原七丁目1番36号	平田 康隆	精神通院医療	平成20年 11月 1日
おぐに薬局北久米店	松山市北久米町249番地	株式会社おぐに	精神通院医療 （薬局）	平成20年 11月 1日
しらはま薬局	八幡浜市字白浜1536番地220	有限会社しみず調剤薬局	精神通院医療 （薬局）	平成20年 11月 1日

## ○愛媛県告示第1589号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立今治病院	井 出 雄 久	今治市石井町四丁目5 - 5	平成 20年11月 1日
肢体不自由・じん臓・呼吸器・ ぼうこう又は直腸・小腸機能障 害	外 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	宮 宗 秀 明	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	〃
肢体不自由・音声・言語機能障 害	脳 神 経 外 科	医療法人愛媛会石川 病院	原 慶 次 郎	四国中央市上分町732 - 1	〃
ぼうこう又は直腸・小腸機能障 害	外 科	住友別子病院	鈴 木 宏 光	新居浜市王子町3 - 1	〃
〃	〃	〃	中 川 和 彦	〃	〃
心臓・じん臓・呼吸器機能障 害	内 科	市立宇和島病院	大 島 清 孝	宇和島市御殿町1 - 1	〃
視 覚 障 害	眼 科	〃	西 田 雅 宏	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	大洲中央病院	高 山 宗 三	大洲市東大洲5	〃

## ○愛媛県告示第1590号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
西 岡 慎 人	住 友 別 子 病 院	新居浜市王子町3 - 1	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1 - 1	平成19年 2月1日
森 公 介	医療法人ピッバラ渡辺医院	新居浜市高田一丁目1 - 3	愛 媛 労 災 病 院	新居浜市南小松原町13 - 27	平成20年 9月1日

○愛媛県告示第1591号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	辞退年月日
肢体不自由・音声・言語機能障害	脳神経外科	医療法人愛媛会石川病院	住 吉 学	四国中央市上分町732 - 1	平成 20年9月30日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県生活協同組合新居浜協立病院	植 田 大 樹	新居浜市若水町一丁目7 - 45	〃

○愛媛県告示第1592号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
しらはま薬局	八幡浜市字白浜1536番地220	有限会社しみず調剤薬局		平成20年 11月1日

○愛媛県告示第1593号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年9月19日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
<b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						<b>第2条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第	法第2条第2項第5号に掲げる融資	法第2条第2項第1号に掲げる融資	法第2条第2項第2号及び第4号に	法第2条第2項第5号に		法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第	法第2条第2項第5号に掲げる融資	法第2条第2項第1号に掲げる融資	法第2条第2項第2号及び第4号に	法第2条第2項第5号に



4 ~ 6	省略				
7	漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金		同上	年 6 厘	年 6 厘
8	省略				

4 ~ 6	省略				
7	漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金		同上	年 4 厘 5 毛	年 4 厘 5 毛
8	省略				

○愛媛県告示第1594号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称 松山市
- 2 事業の種類 準用河川傍示川改修工事（愛媛県松山市市坪南二丁目地内及び同市市坪北二丁目地内）
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県松山市市坪南二丁目及び市坪北二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
愛媛県松山市市坪南二丁目及び市坪北二丁目地内
- 4 事業の認定をした理由
 

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
 

申請に係る事業は、愛媛県松山市市坪西町地内から同市市坪南一丁目地内（左岸）及び同市市坪北一丁目地内（右岸）までの延長1,955mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「準用河川傍示川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、改修工事が完了した区間及び用地取得のスケジュールに大きな差がある区間を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、松山市長が河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定に基づき準用河川として指定した、重信川水系傍示川に関する事業であることから、土地収用法第3条第2号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
 

準用河川の管理は、河川法第100条第1項により準用される同法第10条第1項の規定により、当該河川の存する市町村を統括する市町村長が行うこととされていることから、松山市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 

ア 事業の施行により得られる公共の利益

一級河川重信川を水系とする傍示川は、その源を愛媛県松山市西石井町に発し、支川やなせ川、いずみ川が流入した後、同市市坪西町地内で一級河川重信川水系重信川（以下「重信川」という。）に合流する、流路延長4.16km、流域面積3.58km<sup>2</sup>の河川である。そのうち、重信川との合流地点からの延長1,955mの区間については、昭和61年に準用河川に指定されている。

傍示川は、重信川と一級河川重信川水系石手川（以下「石手川」という。）に挟まれた平野部を流域としており、地域の生活河川として利用されているほか、重信川及び石手川の内水を排除したり、両河川が氾濫した場合に、氾濫水を重信川へ戻したりするなど、治水面でも非常に重要な役割を果たしている。

しかしながら、傍示川の現河道は河積が狭小であるため、現況の流下能力は5~16m<sup>3</sup>/秒と低く、流水の円滑な流下が妨げられている。また、流域内の田畑の減少によって遊水機能が低下していることもあり、傍示川の周辺地区は昭和51年から昭和60年の10年間に浸水被害が7回と、毎年のように被害を被ってきた。

このような状況に対処するため準用河川傍示川改修事業の全体設計が承認されたが、その後も浸水被害は続いており、昭和61年から平成7年までの10年間では浸水被害が8回生じており、なかでも、平成7年7月の梅雨前線の接近により引

き起こされた被害は、浸水面積57.6ha、浸水家屋50戸に上った。

本件事業は、現況流下能力が不足し、浸水被害が発生している本件区間において、河積の拡大及び護岸の設置を行うものである。

本件事業の施行により、計画高水流量33m<sup>3</sup>/秒を安全に流下させ、治水安全度を高めることで、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

#### イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」、「愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）」に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため環境影響評価は実施されていないが、起業者は護岸に空隙率の高いブロック積工を用いて植生の繁茂を促すことにより、水生生物の保全に配慮しており、本件事業の施行による周辺環境への影響は軽微であると認められる。

また、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、現況流下能力が不足している本件区間において、承認された全体設計により計画高水流量33m<sup>3</sup>/秒を安全に流下させることを目的とするものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間における改修の手法としては、新たな河道を設ける河道正案、河道拡幅案もしくは河床掘削案又は河道拡幅・河道掘削併用案が考えられるが、河道正案及び河道拡幅案は用地面積が多く、本流域が既に高度な土地利用がなされていることから社会的影響が大きく、事業効果の発揮までに多額の経費と時間を要する。また、河床掘削案は、重信川との合流地点において、河床高及び河床勾配を整合させる必要があるため、計画高水流量を流下させるのに必要な断面積を確保することが困難である。申請案である河道拡幅・河床掘削併用案は、事業の影響を最小限に抑えつつ計画高水流量を流下させることが可能であり、採用することが合理的であると認められる。

また、起業地の存する区間の改修案に係る法線の決定に当たっては、社会的条件、技術的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

#### エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件

を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、本件区間は現況流下能力が不足しているため、背後地では過去頻りに浸水被害が発生していることから、これらの地域の浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、河川管理施設等構造令の規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

松山市役所下水道部河川水路課

#### ○愛媛県告示第1595号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局八幡浜土木事務所及び伊方町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

代表者 伊方町長 山下和彦

西宇和郡伊方町湊浦1002番地2

#### 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

##### (1) 埋立区域

##### ア 位置

西宇和郡伊方町二見乙179番3から同乙343番1までの地先公有水面

##### イ 区域

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.30メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二見乙137番7地先の西防波堤上に設置された金属錕）は、北緯33度28分27秒、東経132度16分30秒の地点

1点は、基点から真北153度21分11秒134.36メートルの地点

2点は、1点から真北19度32分36秒15.35メートルの地点

3 点は、2 点から真北 109 度32分51秒 20.00 メートルの地点  
 4 点は、3 点から真北19度32分46秒 30.40 メートルの地点  
 5 点は、4 点から真北95度32分46秒 70.00 メートルの地点  
 6 点は、5 点から真北 173 度32分28秒 67.30 メートルの地点

ウ 面積

6,130.60平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡伊方町二見乙 179 番 3 から同乙 353 番 1 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からM点までを順次直線で結んだ線及びM点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二見乙 137 番 7 地先の西防波堤上に設置された金属錐）は、北緯33度28分27秒、東経 132 度16分30秒の地点

A 点は、基点から真北 161 度44分25秒142.28メートルの地点

B 点は、A 点から真北19度36分04秒 96.79 メートルの地点

C 点は、B 点から真北83度40分38秒141.26メートルの地点

D 点は、C 点から真北 173 度32分48秒114.91メートルの地点

E 点は、D 点から真北 250 度41分00秒 37.01 メートルの地点

F 点は、E 点から真北 248 度12分59秒 15.53 メートルの地点

G 点は、F 点から真北 257 度34分46秒 14.93 メートルの地点

H 点は、G 点から真北 264 度55分19秒 12.53 メートルの地点

I 点は、H 点から真北 271 度27分27秒 17.89 メートルの地点

J 点は、I 点から真北 275 度35分05秒 25.71 メートルの地点

K 点は、J 点から真北 276 度21分37秒8.47メートルの地点

L 点は、K 点から真北 291 度52分45秒 21.51 メートルの地

点

M 点は、L 点から真北 308 度02分55秒7.93メートルの地点

ウ 面積

19,777.55平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 4,130平方メートル

漁村再開発施設用地 約 1,300平方メートル

漁港環境整備施設用地 約 700平方メートル

合計 約 6,130平方メートル

4 出願年月日

平成20年10月15日

○愛媛県告示第1596号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・菊間地区）の計画の変更にて平成20年10月31日同意した。

平成20年11月14日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1597号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年11月14日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 指定年月日及び番号

平成20年11月 5 日 20東四土（道）第 3 号

2 道路の位置

四国中央市中曾根町字溝又1453番の一部、1454番の一部、1455番 1 の一部、1455番 2 の一部及び1455番 3 の一部

幅員 4.50メートル

延長 114.32メートル

3 申請人の住所及び氏名

四国中央市川之江町2893番地 1

富士住宅産業株式会社

代表取締役 白石 一忠

4 図面省略

○愛媛県告示第1598号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年11月14日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第39号 平成20年11月 5 日	東温市田窪字海稲1495番 3	松山市東石井五丁目 7 番24号 有限会社旭調剤薬局

○愛媛県告示第1599号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置

の許可の申請があった。

なお、法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び内子町役場において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。



平成20年11月14日

愛媛県八幡浜保健所長 土 井 光 徳

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大森産業株式会社  
喜多郡内子町平岡甲 155  
代表取締役社長 大森 秀樹

2 事業場の名称及び所在地

大森産業株式会社  
喜多郡内子町平岡甲 155

3 特定施設に関する事項

(1) 搾汁施設 (No.24)

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第10号 八 搾汁施設	
特定施設の能力	1バッチ当たり900キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間(1バッチ)	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あ り(1月~2月のみ使用)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,400 最大 1,500
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 90
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 65
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1 最大 2	

(2) ろ過施設 (No.25)

特定施設の種 類	政令別表第1第10号 二 ろ過施設
特定施設の能力	1バッチ当たり1.5トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後3週間

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間(3バッチ)	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あ り(1月~2月のみ使用)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 3	

(3) 湯煮施設 (No.26)

特定施設の種 類	政令別表第1第10号 ホ 湯煮施設	
特定施設の能力	1バッチ当たり1.5トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後3週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間(3バッチ)	
特定施設の使用の季節的変動の概要	あ り(1月~2月のみ使用)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 400
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 20
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1 最大 2

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和50年 1月10日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理		
処 理 施 設 の 型 式	PH調整 + 標準活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 13.8メートル 横 25.3メートル 高さ 4.95メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり250立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	PH調整 + 標準活性汚泥処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	あ り		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 400 最大 500	通常 40以下 最大 40
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 100以下 最大 100	通常 40以下 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 30 最大 50	通常 10 最大 20
りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 10 最大 20	通常 3 最大 8	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 103 最大 182	通常 103 最大 182	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 40以下 最大 40
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 40以下 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 10 最大 20
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 3 最大 8
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 110 最大 191	

○愛媛県告示第1600号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、内子町から協議のあった土地改良事業(ほ場整備事業・南山中組地区)の計画の変更に平成20年11月4日同意した。

平成20年11月14日

愛媛県南予地方局長 渡部敏夫

○愛媛県告示第1601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、内子町から協議のあった土地改良事業(農業用排水施設整備事業・南山中組地区)の計画の変更に平成20年11月4日同意した。

平成20年11月14日

愛媛県南予地方局長 渡部敏夫

○愛媛県告示第1602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、内子町から協議のあった土地改良事業(農業用道路整備事業・南山中組地区)の計画の変更に平成20年11月4日同意した。

平成20年11月14日

愛媛県南予地方局長 渡部敏夫

○愛媛県告示第1603号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業(農地保全事業・南山中組地区)の施行に平成20年11月4日同意した。

平成20年11月14日

愛媛県南予地方局長 渡部敏夫

○愛媛県告示第1604号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬772番3から 同町高瀬769番3まで	旧	メートル 10.8～21.8	キロメートル 0.029	
			新	10.8～21.8	0.029	

## ○愛媛県告示第1605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町高瀬4108番1地先から 同町高瀬4107番2まで	旧	メートル 4.6～5.0	キロメートル 0.017	
			新	9.1～9.4	0.023	

## ○愛媛県告示第1606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町高瀬764番5から 同町高瀬4108番1地先まで	旧	メートル 4.7～5.8	キロメートル 0.010	
			新	9.1～15.6	0.010	

## ○愛媛県告示第1607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町高瀬772番4から 同町高瀬4108番1地先まで	旧	メートル 4.7～5.8	キロメートル 0.010	
			新	1.1～1.4	0.021	

## ○愛媛県告示第1608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町高瀬4108番1地先から 同町高瀬4107番2まで	平成20年11月14日

○愛媛県告示第1609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高瀬松溪線	西予市野村町高瀬772番4から 同町高瀬4108番1地先まで	平成20年11月14日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成20年11月4日あったので公表する。

平成20年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 2008年度年末一時金・その他
- 2 日時 2008年11月15日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
医療法人 創精会	松山市美沢一丁目10 - 38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第19回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成20年11月14日

財団法人理容師美容師試験研修センター  
 理事長 荒 賀 泰 太

- 1 試験期日
  - (1) 理容師実技試験 平成21年1月26日（月）
  - (2) 美容師実技試験 平成21年2月2日（月）から
  - (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成21年3月1日（日）
- 2 試験地

愛媛県

3 試験会場

- (1) 理容師実技試験  
松山市一番町一丁目1番1号  
国際トータルビューティカレッジ
- (2) 美容師実技試験  
松山市小栗六丁目1番26号  
愛媛県美容専門学校
- (3) 筆記試験  
松山市文京町3番  
愛媛大学 法文学部講義棟

4 受験願書の配布場所

松山市本町七丁目2番地  
 愛媛県本町ビル2階  
 財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

5 受験願書の提出先

〒790 0811 松山市本町七丁目2番地  
 愛媛県本町ビル2階  
 財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

6 受験願書の受付期間

平成20年12月8日（月）から平成20年12月12日（金）までの午前10時から午後4時まで

7 詳細についての問い合わせ先

〒790 0811 松山市本町七丁目2番地  
 愛媛県本町ビル2階  
 財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所  
 電話 089 924 0804  
 F A X 089 989 1333